

4月から次の福祉手当制度の手当額が改定されます

「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」の額は、毎年公表される「全国消費者物価指数」に基づく物価変動率により改定しています。

今般、令和4年の物価変動率（+2.5%）に基づき、以下のとおり手当額が引き上げられます。

◆福祉手当制度手当額

	令和5年3月分まで（月額）	令和5年4月分から（月額）
特別児童扶養手当1級	52,400円	53,700円（+1,300円）
〃 2級	34,900円	35,760円（+860円）
障害児福祉手当	14,850円	15,220円（+370円）
特別障害者手当	27,300円	27,980円（+680円）

※各福祉手当の受給対象者は、重度の障害がある方です。

詳しくは、健康福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

◆問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645

4月から児童扶養手当の手当額が改定されます

児童扶養手当の手当額が、令和5年4月分（5月11日支給分）から引き上げられます。

◆児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、生活の安定と自立を図るために手当を支給する制度です。

※手当の支給に関しては、所得制限などがあります。

◆児童扶養手当額

		令和5年3月分まで（月額）	令和5年4月分から（月額）
本 体 額	全部支給	43,070円	44,140円（+1,070円）
	一部支給	43,060円～10,160円	44,130円（+1,070円）～10,410円（+250円）
第 2 子 加 算 額	全部支給	10,170円	10,420円（+250円）
	一部支給	10,160円～5,090円	10,410円（+250円）～5,210円（+120円）
第3子以降 加 算 額	全部支給	6,100円	6,250円（+150円）
	一部支給	6,090円～3,050円	6,240円（+150円）～3,130円（+80円）

◆問い合わせ 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-52-5033

水道料金の端数処理が変わります

水道料金の公平性を保つため、水道料金の端数処理が次のとおり変わります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆変更内容

変更前：5円以上10円未満の端数が生じたときは5円とし、5円未満の端数が生じたときは端数全額を切り捨て
変更後：1円未満の端数を切り捨て

◆適用開始時期

令和5年4月請求分（4月検針）から

◆問い合わせ 水道事務所 業務係 ☎0738-22-0942
（御坊市藤田町藤井2323）

